

株式分割のための基準日設定公告

平成 20 年 8 月 15 日

株主各位

東京都港区三田四丁目 1 番 27 号
マスターピース・グループ株式会社
代表取締役 佐藤 修

当社は、平成 20 年 8 月 31 日(日曜日)を基準日と定め、同日の〔ただし、当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成 20 年 8 月 29 日(金曜日)〕最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主をもって、その所有する株式 1 株を 20 株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

以 上